

農政をめぐる情勢

目次

- | | | |
|-----|-------------------------------|----|
| I | TPP11、本年12月30日に発効・・・・・・・・・・ | 1 |
| II | 農地中間管理事業見直し案を自民党が了承・・・・・・・・・・ | 8 |
| III | 政府が台風24号被害対策を決定・・・・・・・・・・ | 14 |

今月号のあらまし

I TPP11、本年12月30日に発効

10月31日、協定発効に必要な6カ国の通知が完了し、TPP11は本年12月30日に発効することが確定した。2018年12月30日の発効の時点で初年度目の関税削減、および即時撤廃品目の撤廃が行われる。

II 農地中間管理事業見直し案を自民党が了承

11月16日、自民党の第4回農地政策検討委員会会合において、農地中間管理事業の5年後見直し等に関するとりまとめ案が了承された。

19日、規制改革推進会議は、農地中間管理機構（農地集積バンク）の見直しを含む緊急課題に関する提言を盛り込んだ答申をまとめた。

III 政府が台風24号被害対策を決定

10月31日、農水省は台風第24号による農林水産関係被害への支援対策を公表した。

愛知県においても12月補正予算で約10億円が計上され、国の「被災農業者向け経営体育成支援事業」とあわせて、上乘せ支援がされることとなった。

I TPP11、本年12月30日に発効

— 日EU・EPAの承認案が閣議決定 —

1. TPP11

(1) 発効日が確定

- 10月31日（日本時間）オーストラリアは、協定の寄託国ニュージーランドに対して国内手続き完了の旨を通知した。
- 協定発効に必要な6カ国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）の通知が完了したことで、TPP11は60日後の本年12月30日に発効することが確定した。
- 2018年12月30日の発効の時点で初年度目の関税削減、および即時撤廃品目の撤廃が行われる。なお、日本以外は2019年1月1日から2年目の関税削減が行われる。（日本は4月1日より2年目の関税削減）

(補足)

- ・例えば、日本からカナダへ輸出する自動車の関税は、現行の6.1%が2022年にゼロになるが、今年12月30日の発効日に5.5%に下がるのに続き、その2日後の来年1月1日には2年目の引き下げで5%に下がる。
- ・一方、日本が輸入する牛肉の関税は現行の38.5%が年末の発効日に27.5%になり、来年4月1日に26.7%に下がる。

(2) 首席交渉官会合が東京で開催

- 11月20日から21日、TPP11参加国が東京で首席会合を開いた。新規加盟の手続きなどの方針等について調整され、年明けに日本で開催が予定されている閣僚級の「TPP委員会」の初会合で正式決定する。なお、TPP委員会は発効後の最高意思決定機関となる。
- 今回調整された新規加盟の手続きでは加盟を希望する国はまず寄託国のニュージーランドに通知し、それを受け、TPP委員会を構成する締約国が交渉開始の是非を判断することになっている。交渉を正式に認める場合、作業部会を設置し、交渉後、加盟の是非もTPP委員会で判断される。

2. 日EU・EPA、承認案が閣議決定

- 11月6日、政府は欧州連合との経済連携協定（日EU・EPA）の承認案を閣議決定し、国会に提出した。
- EUでは、12月13日の欧州議会承認、12月20日の閣僚理事会承認で手続きを完了するよう進められていると見られている。
- 日EU・EPAは、日本とEU双方が議会手続を終え、通知した日の翌々

月の1日に発効することとなっており、年内に日EU双方で手続きが完了した場合、来年2月1日より発効する。

3. TAG（日米物品貿易協定）の動向

- 11月6日、米国の中間選挙の投開票が行われ、上院はトランプ大統領の与党・共和党が多数派を維持する一方で、下院は野党・民主党が多数派を占め「ねじれ」の状態となった。
- トランプ氏は選挙終盤に農業団体に対する遊説で、日本が市場開放しなければ「自動車に20%の関税をかける」などと強調しており、日本への圧力がさらに厳しくなる可能性がある。
- また、今回の選挙で貿易政策は大きな争点となっておらず、一定の支持を得たとの見方もされている。
- 7日、トランプ氏は中間選挙を受けて行った記者会見で、対日貿易政策に対し「米国を公正に扱っていない」と述べた。
- 13日、安倍首相は首相官邸で米国ペンス副大統領と会談した。会談後の共同記者発表で、ペンス氏は「貿易不均衡はあまりにも長く続いている」と述べ、2国間交渉による解決を要望した。
- また、TAGについては「交渉はもうすぐ始まる。物品だけでなくサービスも含めたいいくつかの重要分野を対象にし、インド太平洋地域の模範になる」と述べた。
- なお、米国通商代表部（USTR）は、業界団体などから意見募集を進め12月10日の公聴会で意見を整理するとしている。
- また、政府系独立機関の米国国際貿易委員会（ITC）が対日関税を撤廃した場合の影響調査を始め、来年1月24日までに結果をUSTRに報告するとしている。同機関はNAFTA再交渉時にも調査報告を提出しており、報告提出日と同日に再交渉が始まっている。

4. 国会の動向

- 10月24日、臨時国会で安倍首相による所信表明演説が行われた。所信表明演説では、日米TAG交渉についても触れ、改めて「農産品については、過去の経済連携協定で約束した内容が最大限である」とした。
- 29日より行われている各党代表質問では、野党から主にFTAとTAGの違いに関して政府の認識を問う質問がされ、安倍首相より「包括的なFTAとは異なるもの」と従来通りの回答がされた。

○ 11月13日、衆院農林水産委員会において、立憲民主党の亀井亜希子氏は「TAG交渉入りが決まったことで、TPPの米国復帰は見込めなくなったとして協定見直しを求めるのか」との質問に対し、政府からは「日米共同声明の段階で米国を含むTPP12協定が発効する見込みがなくなったとは考えていない。」と回答があった。

○ その他、TPP11、日EU・EPA、TAG等について議論がされている。主なやりとりは別紙2の通り。

5. JAグループとしての情勢認識と今後の見通し

○ 日EU・EPAについては、国会審議の内容を注視する。TPP11については、本年12月30日以降、農産物の関税削減・撤廃による農産物輸入や国内の需給・価格動向を注視し、その動向によっては、必要な対応を検討する。

○ 日米TAG交渉については、12月半ばのUSTRによる詳細資料の公表までは、大きな動きなく経過するものと見られる。

○ 想定される今後の日程は以下の通り。

【日米両国における今後の主な日程（想定）】

	日本	米国
12月	30日 TPP11協定発効	10日 日米TAG交渉に関する公聴会
2019年 1月	下旬 TAG交渉開始？	中間選挙の当選議員による新たな議会会期スタート
2月	1日 日EU・EPA発効？	
4月	統一地方選挙	
7月	参議院選挙	
2020年 11月		次期大統領選挙

【TPP11と日EU・EPAの農産物の主な合意内容の比較】

品目	TPP11	日EU・EPA
豚肉	低価格帯の従量税（482円/kg）を（発効から）10年目に50円/kgまで削減 高価格帯の従価税（4.3%）を10年目に撤廃 ※差額関税制度と分岐点価格は維持	TPP11と同様
チーズ	チーズの種類ごとに扱い方法を設定 （例：モッツァレラ、カマンベールは関税維持、粉チーズは関税撤廃など）	ソフト系など：3.1万t（製品ベース、16年目）の輸入枠を設定、枠内関税は16年目に撤廃 ハード系：関税（29.8%）を16年目に撤廃
脱脂粉乳・バター	7万t（生乳換算、6年目）の低関税輸入枠を設定	1.5万t（生乳換算、6年目）の低関税輸入枠を設定
牛肉	関税（38.5%）を16年目に9%まで削減	TPP11と同様
米	米国、豪に国別枠（SBS枠）を設定	除外
パスタ （スパゲッティ・マカロニ）	関税を9年目までに60%削減	関税（スパゲッティ：30円/kg）を11年目に撤廃
チョコレート	11年目に無税枠6000t （キャンデー、ホワイトチョコレート、砂糖菓子）	関税（10%）を11年目に撤廃
ワイン	8年目に関税撤廃	関税（15%または125円/L）を即時撤廃

国会における安倍首相所信表明演説並びに

TPP11、日EU・EPA、TAG等に関する主なやりとり

<10/24 安倍首相所信表明演説>

- 日本と米国は、戦後一貫して、強固な同盟国であるとともに、経済大国として、世界の自由貿易体制を共に牽引してきました。この土台の上に、先月、日米物品貿易協定の交渉を開始することで合意しました。

農産品については、過去の経済連携協定で約束した内容が最大限である。

この大前提を米国と合意しました。同時に、協議が行われている間は、日本の自動車に追加関税が課されないことも確認しました。

自由で公正な貿易を一層促進し、双方に利益が得られるような結果を出してまいります。

- TPPは、その先駆けであります。世界で保護主義への懸念が高まる中で、世界のマーケットに、新たな時代の公正なルールを打ち立てることが必要です。

欧州との経済連携協定の早期発効を目指します。人口六億人、世界経済の三割を占める巨大な経済圏が生まれます。

和牛、ぶり、日本酒の輸出に対する関税が即時に撤廃され、おいしい日本の農林水産物にチャンスが広がります。農家の皆さんの不安にもしっかりと向き合い、安心して再生産できるよう、十分な対策を講じてまいります。

RCEP交渉を早期に妥結することで、中国、インドを含むアジアの国々とも協力し、自由で公正な国際経済秩序を更に進化させてまいります。これからも、日本は、自由貿易の旗手として、新しい時代の世界のルールづくりを力強くリードしていく決意であります。

<10/29 代表質問>

- (立憲・枝野代表) FTAとTAGはどう違うと考えているのか

⇒ (安倍首相) 今回の日米共同声明ではサービス全般の自由化や幅広いルールまで盛り込むことは想定しておらず、その意味で、これまでわが国が結んできた包括的なFTAとは異なるものと考えている。

FFR協議について、FTA交渉でもFTAの予備協議でもないと申し上げてきた最大の理由は、国内の農林漁業者の皆さんにTPP以上の関税引き下げが行われるのではないかと懸念があったためであり、農林水産業は必ず守り抜くとの思いから申し上げたものである。

日米共同声明において農林水産物について、過去の経済連携協定で約束した内容が最大限であるとの大前提を米国と合意した。この点が最大のポイントであり、この前提の上に今後米国と交渉を行い、わが国の基である農林水産業を必ず守りぬいていく決意である。

- (国民・玉木代表) 日米物品貿易協定はガット24条の自由貿易地域ではないのか。

⇒ (安倍総理) ガット24条では自由貿易地域について定められているが、い

いわゆるF T A、すなわち自由貿易協定についての定義はない。そのため、ガット24条への適合性とその協定をF T Aと呼ぶかどうかについては、直接的には関係ない。

F T Aについて国際的に確立した定義が存在しないことも事実であるため、言葉遣いの問題として、今回の交渉について、F T Aの一種ではないかとの御意見があることは承知している。

<10/31 参院本会議>

○対米交渉姿勢

- ・今後の通商外交で重要な原則の一つは対等な日米関係。トランプ大統領の姿勢に日本も苦言を呈し、W T Oに提訴するなどの対抗措置も必要だ。

(国民・大塚耕平)

⇒ルールに基づく多角的貿易体制を重視し、いかなる貿易上措置もW T O協定に整合的であるべきだ。攻めるべきは攻め、守るべきは守る観点から交渉を進める。(安倍首相)

○日米共同声明

- ・日米共同声明の英文にT A Gという言葉はない。合意したのはF T A (自由貿易協定) そのものではないのか。(共産・山下芳生)

⇒共同声明ではサービス全般の自由化や幅広いルールまで盛り込むことは想定せず、我が国が結んできた包括的なF T Aとは異なる。米国との交渉では、我が国の下である農林水産業を必ず守り抜く。(安倍首相)

<11/5 参院予算委員会>

○日米交渉

- ・トランプ大統領が自動車追加関税を掲げ農水産品の対応を迫ってくるのは火を見るより明らか。毅然とはねのけるといふことでいいか。(自民・山本一太)

⇒農産品などについては(米国のトランプ)大統領に、私たちの要求以上ならば、国会を通らないので、できないとはっきり言っている。(安倍首相)

- ・米国川からT A G (物品貿易協定) という言葉は出てこない。首相は日米F T A (自由貿易協定) をやらないと言い続けてきた。整合性を取るためにT A Gという言葉を作ったのではないか。(立憲・杉尾秀哉)

⇒略称が必要だから物品貿易協定でもいいし、3文字で簡単に言えるものということでT A Gにした。(安倍首相)

○日EU・E P A

- ・日EU・E P Aへの生産現場の不安を払しょくするには、しっかりとした対策が必要だ。(自民・高橋克法)

⇒産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業、牛豚マルキンの補てん率引き上げなどを行っている。原料乳の低コスト・高品質化による国産チーズの競争力強化、農産物の輸出条件改善などにも取り組む。(吉川農相)

<11/13 衆院農林水産委員会>

○TPP協定見直し

- ・米国が復帰する前提で設定されたセーフガード(緊急輸入制限措置)の発動基準値について、実質的に発動は不可能。TAG交渉入りが決まったことで、TPPの米国復帰は見込めなくなったとして協定見直しを求めるのか。

(立憲・亀井亜希子)

⇒日米共同声明の段階で米国を含むTPP12協定が発効する見込みがなくなっただとは考えていない。(内閣官房TPP等政府対策本部・大角亨審議官)

○日EU・EPAの影響

- ・日EU・EPAは、チーズで3.1万トンの輸入枠を設け、関税を撤廃する。国内への影響は。(立憲・亀井亜希子)

⇒長期的に競合する国産の脱脂粉乳やチーズの価格下落が生じ、乳製品向けの乳価下落も懸念される。チーズは76億～86億円の生産額減少が見込まれる。(吉川農相)

<11/15 衆参両院農林水産委員会>

○TAG交渉

- ・TAG交渉について、国民に不安を与えないことが必要。FTAをやっていると上での断固譲らないものは譲らないと言うべきだ。(立憲・佐々木隆博)

⇒これまでもTPP関連対策などを打ち出してきた。農家が不安にならないよう、しっかりアナウンスする必要がある。(吉川農相)

○TPP11発効の影響

- ・TPP11が発効されれば、農林水産品2594品目の半分以上で関税が即時撤廃される。認識は。(共産・紙智子)

⇒低関税率の品目や輸入自席がない品目、国産品と住み分けができていた品目などに限り即時撤廃した。農業者が安心して生産に取り組めるよう、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく対策を講じる。(吉川農相)

○米国のTPP復帰

- ・政府はなぜ、米国がTPPに戻る可能性があると考えているのか。

(立憲・亀井亜希子)

⇒これまでのTPP交渉で関税は2国間で協議した。TAG交渉は米国復帰にマイナスになることはない。(田中良生内閣府副大臣)

Ⅱ 農地中間管理事業見直し案を自民党が了承

— 規制改革推進会議も答申をとりまとめ —

1. 農地集積・集約に係る制度の経緯等

- 平成21年より農業経営基盤強化促進法に基づく、農地利用集積円滑化事業（以下、円滑化事業）が開始された。
- 後発して、平成26年より農地中間管理事業（以下、中間管理事業）が開始された。農地中間管理事業の推進に関する法律の附則第2条には、法律の施行後5年（平成31年3月）を目途として、中間管理事業等について見直しする旨が記載されている。（直近の経緯は前月号を参照）

2. 自民党が見直し方針を了承

- 10月31日、自民党は農地中間管理機構の見直しのため、農林・食料戦略調査会の中に「農地政策検討委員会」を設置した。委員長に林芳正前文科相、委員長代理には宮下一郎氏、事務局長には山田修路氏が就任した。
- 11月1日、同委員会の第1回会合が開催され、農水省等が農地中間管理事業の5年後見直し等について説明を行った。16日まで4回の会合が開催された。
- 各会合の中で、出席議員からは、円滑化団体の法的位置づけ、人・農地プランの重要性、中山間地の受け手の問題、補助事業のポイント加算における公平性等について意見があった。
- 16日、第4回会合において、農地中間管理事業の5年後見直し等に関する取りまとめ案を同委員会で決定した。その後、自民党の農林・食料調査会、農林合同部会合同会議として了承された。主な内容は以下の通り。

【農地中間管理事業の5年後見直し等に関する取りまとめの主な内容】

（総論）

- ・市町村、農業委員会、JA、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地バンクとが一体となって推進する体制を構築する。

（地域の話合い）

- ・地域における農業者等による協議の場、人・農地プランを実質化させる。
- ・利用だけでなく所有による権利移転を進める。

（農地バンクの仕組みの改善）

- ・配分計画案の縦覧、利用状況報告については廃止する。
- ・機構集積協力金については単価の見える化や中山間地域の交付基準緩和等改善を行い、地域タイプに重点化・一元化し、出し手についても支援する。
- ・中山間地域等担い手が不足している地域において担い手を確保するため、

農地バンク等が積極的に協力する仕組みを設ける。

(支援体制の一体化)

- ・農地利用集積円滑化団体を農地バンクに以下の措置を講じることにより統合一体化する。

ア ブロックローテーションや新規就農の促進など特色ある取組を行い、一定の実績があるJA等については、現在の円滑化事業の枠組に代えて、配分計画の案を作成できる仕組みを設ける。

イ 農地バンク事業の実施地域を、現行の農地利用集積円滑化事業の事業実施地域に拡大する。

ウ 統合一体化に伴う経過措置として、賃借権等を一括して農地利用集積円滑化団体から農地バンクに承継することができる仕組みを設ける。

(その他)

- ・認定農業者制度について、都道府県等が認定する仕組み等を設ける。
- ・農地所有適格法人の要件の特例を認める仕組みを拡充し、常時従事要件を特例的に緩和する。
- ・関係法律を見直し、必要な法案を次期通常国会に提出する。
- ・今後、基本的枠組みに従って、細部の運用を詰めていく。

3. 規制改革推進会議が答申

- 11月8日、規制改革推進会議農林WGは会合を開催し、農水省から検討課題などを聴取した。同省の示す「人・農地プラン」を重視する方針についても異論は出ず、地域の話し合いの活性化求める意見があった。
- 一方で、利用配分計画については、「縦覧」手続きを省く同省の案に対して、新規参入を検討するものに情報提供する代替策が必要だと地域外からの参入希望者が意見を表明できる仕組みの維持を訴える意見もあった。
- 19日、規制改革推進会議は、農地中間管理機構（農地集積バンク）の見直しを含む緊急課題に関する提言を盛り込んだ答申をまとめた。
- 同答申では、基本的考え方の中で、「農地中間管理機構による事業の委託が進んでいるとし、農地中間管理機構と市町村の連携を強化し、運用に当たっては、地域の事情に応じて、農業協同組合、農業法人協会などの農業関連組織との協力も推進できるよう見直しを行う必要がある。」としている。
- 同答申における関連する主な実施事項は以下の通りであり、平成31年度に措置するとされている。

【規制改革推進に関する第4次答申より実施事項要旨抜粋】

- ・農用地利用配分計画案の縦覧について、他の担い手に意見表明の機会を与えるための代替措置を講じた上で廃止する。
- ・農地利用集積円滑化事業は、必要な経過措置を設けた上で農地中間管理事業に統合一体化する。ただし、地域に根ざした特色ある農地利用集積円滑化事業の実績を有する団体に限定して、農用地利用配分計画の案の策定を認めるなど農地利用集積円滑化事業を担っている者の協力を得るための仕組みを設ける。
- ・人・農地プランの作成に当たり、地域の農地利用の現況把握（マップ化）、及び受け手となり得る担い手の明確化を求める。その際、農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして、積極的に参加することを確保できるよう措置する。
- ・認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを設ける。
- ・農地所有適格法人の役員について、農業への従事日数（150日以上）要件を見直して、現在、事実上2つに限られている兼務を拡大する。
- ・農地の効率的利用に支障が生じないように転用許可基準を見直す。

（関連箇所抜粋は別紙1の通り）

4. 今後のスケジュール

- 今後、政府・与党のとりまとめを踏まえ、農林水産業・地域の活力創造プランの改訂が見込まれる。その後、来年の次期通常国会への農地関連改正法案の提出が予定されている。

【今後の主な日程（想定）】

12月	上旬 農林水産業・地域の活力創造プラン改訂？ 10日 臨時国会会期末 中下旬 31年度農業関係予算案決定
2019年 1月～6月	通常国会召集 ・農地中間管理事業推進法等関連法律の改正案提出を予定 ・成立後6ヵ月以内に施行？

3. 地方創生の強化のための規制・制度改革

農業の成長産業化のため、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するには、農地利用の集積・集約化が必要である。平成 21 年に農地利用集積円滑化事業、平成 26 年に農地中間管理事業が立ち上がったが、農地利用の集積・集約化が加速的に進んでいるとは言い難い状況であり、これらの事業の在り方の見直しが必要不可欠である。

加えて、集積・集約化された農地が活用され、生産性向上に結び付くには、担い手農業者の法人化、大規模化を進めることが必要である。

また、第四次産業革命の進展は、農業においても例外ではない。データと新技術をいかに活用するかが、農業従事者の高齢化、人手不足に直面した我が国の農業にとって、生き残り成長産業化のカギである。特に、ドローンや高機能農機の活用は、生産性の向上に欠かせない。最新型ドローンを活用することで、肥料や農薬の散布の省力化のみならず、画像解析によるビッグデータ収集、AI 分析による生育状況の把握、収穫量の予測など農業の生産性の劇的な向上が可能となる。ドローン、高機能農機の導入を阻害する規制・制度の総点検が必要である。

以上の観点から、第 4 次答申においては、①農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革、②ドローンの活用を阻む規制の見直し、③高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直しに取り組み、以下のとおり、規制改革項目を取りまとめた。

(1) 農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革

ア 利用集積・集約化に係る手続の改善と体制の一体化

【平成 31 年度措置】

<基本的考え方>

「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)では、平成 35 年までに全農地面積の 8 割が担い手農業者によって利用されることを目標としているが、農地中間管理機構が活動を開始した平成 26 年以降、担い手への農地利用の集積・集約化は、平成 25 年度末 48.7%から平成 29 年度末には 55.2%までしか進んでいない。目標達成には、現場のニーズも踏まえ、農地利用の集積・集約化の加速に向け対策を総動員することが必要である。

農地中間管理機構については、その手続に対して、農用地利用配分計画の策定に時間がかかり事務が煩雑であることや、配分計画の縦覧に時間がかかること、農地の受け手側の利用状況報告が他制度と重複していることなど、改善を求める現場の声が存在する。

また、農地利用の集積・集約化を進める組織として農地中間管理機構と農地利用集積円滑化団体が並立しているが、農地中間管理機構による事業の委託が進んでいる。農地中間管理機構と市町村の連携を強化し、運用に当たっては、地域の事情に応じて、農業協同組合、農業法人協会などの農業関連組織との協力も推進できるよう見直しを行う必要がある。

<実施事項>

- a 市町村による農用地利用集積計画により、農地中間管理機構を通じた借入れと転貸を一括で策定できる仕組みを設ける。

- b 農用地利用配分計画案の縦覧については、今まで意見書提出の実績がないことも考慮し、他の担い手に意見表明の機会を与えるための代替措置を講じた上で廃止する。
- c 受け手から農地中間管理機構への利用状況報告は、農業委員会の利用状況調査と重複することから廃止する。
- d 農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地集約を一体的で使いやすい仕組みにより行う観点から、必要な経過措置を設けた上で農地中間管理事業に統合一体化する。ただし、地域に根ざした特色ある農地利用集積円滑化事業の実績を有する団体に限定して、農用地利用配分計画の案の策定を認めるなど農地利用集積円滑化事業を担っている者の協力を得るための仕組みを設ける。

イ 地域における農業者等による協議の場の実質化

【平成 31 年度措置】

<基本的考え方>

地域において担い手と農地に関する話し合いを行い、将来的な農地利用の問題を一体的に解決するため、人・農地プランが作成されている。人・農地プランは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条に基づき、市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段と位置付けられているが、プランの中に農地の出し手が記載されていないなどの理由で、農地利用の集積・集約化に十分に貢献していない。農地利用の集積・集約化を加速すべく人・農地プランの活性化が必要である。

<実施事項>

人・農地プランの作成に当たり、地域の農地利用の現況把握（マップ化）、及び受け手となり得る担い手の明確化を求める。その際、農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして、積極的に参加することを確保できるよう措置する。

ウ その他の措置

【平成 31 年度措置】

<基本的考え方>

農地利用の集積・集約化のためには、長期的な経営が期待できる法人や、広域的な経営を行う認定農業者を増加させることが必要である。中山間地域における担い手不足への対応が必要であり、法人化などの措置が求められている。また、農地の効率的利用に支障が生じないよう、集積・集約化されるべき農地の転用期待を抑制することが必要である。

<実施事項>

- a 認定農業者による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを設ける。
- b 農業法人の活動実態が拡大し、役員グループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、農地所有適格法人の役員につい

て、農業への従事日数（150日以上）要件を見直して、現在、事実上2つに限られている兼務を拡大する。

- ④ 担い手に対する農地利用の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないように転用許可基準を見直す。

(2) ドローンの活用を阻む規制の見直し

ア 航空法に基づく規制

【a:平成31年上期措置、b,c,d,e:平成30年度措置】

<基本的考え方>

平成27年の航空法（昭和27年法律第231号）改正後、無人ヘリコプターであっても最新型ドローンであっても、航空法上の無人航空機の安全規制は、国土交通省に一元化されている。

しかし、農薬散布のための無人航空機の航行の安全規制に関しては、国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成27年11月17日国土交通省航空局長通知。以下「審査要領」という。）に加えて、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成27年12月3日国土交通省航空局長・農林水産省消費・安全局長通知）及び「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。）に基づく制度が存在している。

技術指導指針においては、一般社団法人「農林水産航空協会」（以下「農水協」という。）が航空法上の代行申請を行うことのできる登録認定等機関として唯一認められており、代行申請に加えてオペレーターや機体の認定事業も実施している。

技術指導指針は、航空法と農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき策定されていると思われるが、具体的な法的根拠は明確ではなく、特に航空法上の義務を課したのではないにもかかわらず、農業の現場では、農水協によるオペレーターや機体の認定が義務であるとの誤解や、農水協が航空法に基づく許認可権限を有しているとの誤解が存在する。

また、最新型ドローンの自動操縦機能、カメラ機能等は、ドローンの航法精度を上げ、安全性を確保するのに有効な手段であり、国土交通省も審査要領で安全確保策として認めているにもかかわらず、農水協はこれら機能を備えた最新型ドローンの代行申請は受け付けていない。

さらに、ドローン利用の際は、国土交通省に対する報告に代え、技術指導指針に基づく都道府県・地区別協議会への事前の事業計画書と事後の事業報告書の提出が求められており、これが農業従事者への負担となり、農業用ドローンの導入を阻害している。

<実施事項>

- a 最新型ドローンについて、現在の技術指導指針を廃止する。
- b 農水協が直接行うオペレーター認定、機体認定は、農水協の自主事業であって、これを取得する義務はない旨、農林水産省より地方自治体等関係者への周知を徹底する。
- c 従来からの無人ヘリコプターについては、現場の混乱がないよう十分な配慮を

Ⅲ 政府が台風24号被害対策を決定

— 愛知県も12月補正予算で災害対策に10億円計上 —

1. 国の補正予算が成立

- 11月7日、参院本会議で、2018年度第1次補正予算案が全会一致で可決、成立した。このうち農林水産関係予算は974億円である。主なものは次の通り。

災害復旧事業（公共事業） ※地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び 海岸保全施設等の災害復旧に要する経費を助成	870億円
被災農業者向け経営体育成支援事業 ※農業用ハウス、畜舎等の再建、修繕、撤去等に要す る経費を助成	27億円
産地活性化総合対策事業 ※被災に伴い必要となる追加防除・堆肥、追加的な趣 旨・種苗確保等に要する経費を助成	13億円
果樹農業循環形成総合対策事業 ※被害果樹の改植や、これにより生じる未収益期間に 要する経費を助成	2億円

- なお、台風被害に対し、政府は2段階で補正予算を編成し、年末に第2次補正予算案を編成する予定と報道されている。

2. 政府が台風24号支援対策を決定

- 10月31日、農水省は台風24号による農林水産関係被害への支援対策を公表した。
- 同省は、「台風第24号による農林水産関係被害への支援対策」の説明会を各地（12日宮崎県、鹿児島県、14日静岡県、愛知県）で開催した。（詳細は平成30年11月16日付本会事務連絡を参照）
- 台風21号同様、受益農家が3戸以上ある共同利用施設は「産地緊急支援事業」及び「強い農業づくり交付金」、個人施設は「被災農業者向け経営体育成支援事業」で対応するという内容であった。

- 農水省から説明会時に示された要望とりまとめ期間は、以下の通り。

産地活性化総合対策事業：11/14～12/14
強い農業づくり交付金：11/14～12/14
経営体育成支援事業：11月下旬から約1か月
酪農・畜産経営に対する支援策
酪農：12月中旬 肉用牛：12月7日 養豚：12月中旬

- 台風24号支援対策では、経営体育成支援事業でハウス補強の支援等が新たに対象となっている。当該支援対策は台風24号に限定されており、台風12号は含まれていない。

3. 愛知県の対応

- 12月補正予算として、約10億円が計上され、国が台風第21号及び第24号による農業被害への支援措置として設けた「被災農業者向け経営体育成支援事業」とあわせて、農業施設の再編、修繕および撤去にかかる費用に対し上乗せ支援がされることとなった。

【被災農業者向け経営体育成支援事業】

農業施設の債権及び修繕 ※被災前と同程度の施設(農業用ハウス等)の再建及び修繕	899百万円
農業施設の撤去 ※被災した施設の解体、運搬及び処分	85百万円

(詳細は別紙1の通り)

* なお、愛知県の12月補正予算においては、JAグループ愛知がかねてより要請していた県独自の補助事業についても、新たに1億円計上されることとなった。

4. JAグループ愛知の対応

- 10月19日、JAグループ愛知は、農水省・財務省(大臣、副大臣、政務官)、自由民主党(幹事長、幹事長代行、政調会長)、参議院議員(山田俊男氏、藤木真也氏)に対して30年度に襲来した台風(12号、21号、24号)被害にかかる農業支援とあわせて、防災・減災のための農業用ハウスの被覆材及び緊急用発電機について要請した。
- 11月7日、JAグループ愛知は、愛知県大村知事に対して、30年度に襲来した台風(12号、21号、24号)被害にかかる農業支援とあわせて、防災・減災のための農業用ハウスの被覆材について要請した。

農政をめぐる情勢

編集・発行
・印刷

平成30年11月28日

240部

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉